

解散公告 (第三回)

当組合は、令和八年二月十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

岩手県一関市厳美町字若井原一三一番地一
農事組合法人本寺ブルーベリー生産組合
清算人 槻山 隆

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

山形県米沢市金池三丁目二番三十一号
医療法人金池クリニク
清算人 近 芳久

解散公告 (第三回)

当組合は、令和八年二月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

東京都千代田区永田町一丁目七番一号
参議院職員組合
清算人 弁護士 石川 真也
清算人 弁護士 福世健一郎
清算人 弁護士 馬場 洋尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市五条西十丁目三番地、最後の住所北海道苫小牧市三光町二丁目二五番一―二〇三番地 被相続人 亡 垣内 米子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

北海道苫小牧市表町一丁目一番一三号苫小牧経済センタービル四階 高田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高田 耕平
本籍岩手県紫波郡紫波町平沢字松田二番地二三、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 穂積 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
岩手県盛岡市大通三丁目二番八号 岩手県金属工業会館七階 みちのく法律事務所
相続財産清算人 弁護士 細川 亮
本籍福島県いわき市内郷高坂町立野二〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 富永 誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
福島県いわき市平字田町二二〇番地ラトブ七階 浜通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡辺 淑彦
本籍群馬県館林市本町二丁目一六五三番地、最後の住所群馬県高崎市箕郷町松之沢三三三番地 被相続人 亡 鈴木 はる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
群馬県伊勢崎市下触町二〇七番地二四
相続財産清算人 岩沼 良亮
本籍東京都葛飾区東新小岩五丁目四四一番地、最後の住所千葉県八千代市下高野五四九番地八千代病院内 被相続人 亡 伊東 文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル八階真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
本籍千葉県市川市大洲二丁目八番、最後の住所千葉県市川市国分一丁目三番一九号 被相続人 亡 迫田 和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル八階真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
本籍千葉県市川市下貝塚二丁目一七番七号、最後の住所千葉県市川市下貝塚二丁目一七番七号 被相続人 亡 金子 隆行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル八階真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
本籍千葉県市川市市川南一丁目九番、最後の住所埼玉県比企郡ときがわ町大字別所八〇番地一 昭和の里ときがわ別所 被相続人 亡 嶋田 米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル八階真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
本籍千葉県市川市大洲二丁目八番、最後の住所千葉県市川市国分一丁目三番一九号 被相続人 亡 迫田 和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル八階真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
本籍千葉県君津市広岡一七〇七番地、最後の住所千葉県君津市広岡一七〇七番地 被相続人 亡 宗政 昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
事務所千葉市東区東坂田一丁目三番三三
京葉君津ビル四階君津法律事務所
相続財産清算人 弁護士 矢野 智之
本籍千葉県君津市南子安五丁目二番地四、最後の住所千葉県君津市南子安五丁目一番二番地 被相続人 亡 黒澤 雄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
事務所千葉市東区東坂田三―五―一五富士ヴィレッジ二〇二 一法師法律事務所
相続財産清算人 弁護士 一法師拓也
本籍東京都青梅市藤橋三丁目一八番地二、最後の住所東京都青梅市藤橋三丁目一八番地の二 被相続人 亡 藤原 篤潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月二十二日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十一日
東京都武蔵野市境一丁目一五番一五号フジサンビル四〇二 武蔵境法律事務所
相続財産管理人 弁護士 飯田 正伸